

平成21年9月30日判決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、経過的に健康保険法第3条第4項の任意継続被保険者の資格を認めることを求める、ということと解される。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、健康保険の適用事業所であるa社の代表者である。
- 2 請求人は、昭和○年○月○日生であるところ、○○社会保険事務所長(以下「事務所長」という。)は、平成○年○月○日付で、適用事業所の事業主である請求人に対し、健康保険の被保険者である請求人が平成○年○月○日に75歳に到達したことにより、健康保険の被保険者資格を喪失したことを確認する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、○○社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。
その不服理由の要旨は、次のとおりである。

「略」

第3 問題点

- 1 健康保険法(以下「法」という。)第3条第1項では、「この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。」とし、第7号において、「後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条

の規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。)」と規定している。

- 2 法第36条では、「被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(・・・)から、被保険者の資格を喪失する。」とし、第3号において、「第3条第1項ただし書の規定に該当するに至ったとき。」と規定している。
- 3 法第38条では、「任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(・・・)から、その資格を喪失する。」とし、その第6号において、「後期高齢者医療の被保険者等となったとき。」と規定している。
- 4 法第39条第1項では、「被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者の確認によって、その効力を生ずる。」とし、第2項では、「前項の確認は、第48条の規定による届出若しくは第51条第1項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。」と規定している。
- 5 法第48条では、「適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を、保険者に届け出なければならない。」とし、これを承けた、健康保険法施行規則第29条では、「法第48条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から5日以内に、様式第8号による健康保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所長等に又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。」と規定している。
- 6 本件において、請求人が平成○年○月○日に75歳に到達したことについては当事者間に争いはなく、また、請求人は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項第1号の規定によって、その75歳到達をもって、後期高齢者医療の被保険者となり、前記1ないし3の法規

定によって健康保険の被保険者となること
ができないことは明らかであると言わ
ざるを得ないが、請求人は、前記第2の
3にあるように、請求人の届出を欠く原
処分は違法である旨申し立てていると解
されるので、本件の問題点は、上記申立
てが前記4及び5の法規定に照らし、認
められるかどうか、ということである。

第4 当審査会の判断

- 1 請求人が申し立てるように、健康保険
被保険者資格喪失届（平成〇年〇月〇日
付で、「〇〇」の「入力済」印及び〇〇
社会保険事務所適用課長の同日付決済印
等の押捺のあるもの。以下「本件喪失
届」という。）の筆跡と、提出された再
審査請求書に記載された請求人のそれと
は明らかに異なっており、保険者も本件
喪失届を同事務所適用課職員が作成した
ことを認めている（社会保険庁運営部年
金保険課作成名義の平成〇年〇月〇日付
書面）。これは、各種届出義務者が当該
届出義務を履行しない場合に職権で処分
を行うときに、それに係る電算システム
への入力フォームとして喪失届等の用紙
を転用するのと同様のことを同事務所職
員が行ったものと解され、決して誉めら
れることではない。そして、本件のよう
に、入力フォームたる本件喪失届に「職
権作成」等、職権処理を示す表示が一切
なく、あたかも届出処理の如き外観を呈
するものになっていることは、さらに遺
憾なことと言わざるを得ない。
- 2 しかし、事務所長は、本件の場合、前
記第3の4の法規定に従って職権による
確認処分をすることができるのであるか
ら、届出義務者を強要して届を作成させ、
当該届に従って処分をしたとか、届を偽
造して、当該届に従って処分をしたなど
という特段の事情がないと認められる本
件においては、請求人に係る健康保険被
保険者資格の喪失の職権による確認処分
の効力が否定されるべきものとは解され
ない。
- 3 以上のことから、事務所長が、請求人
に対して行った原処分は、取り消すこと

ができない。

- 4 なお、請求人は、第2の3記載のよう
に縷々主張するほか、審理期日におい
て、「後期高齢者」という制度名称にも
問題がある旨主張したが、それらにたと
え汲むべきものがあるとしても、それら
は、立法施策に関わるものであって、当
審査会の審査対象外であることを申し添
える。
よって、主文のとおり裁決する。